

は し が き

国民健康保険は、国民皆保険の礎として発足し、地域住民の医療の確保と健康の保持・増進の両面で重要な役割を果たしてきました。

しかしながら、高齢化の進展や雇用環境の変化に伴い、区市町村の国民健康保険では、医療費が高く、また所得の低い高齢者や失業者など、低所得者の占める割合が高くなり、保険料（税）の確保が困難であるなどの構造的な問題を抱えています。そのため区市町村は、保険料（税）の未収やその他の赤字補てんのため、一般会計から多額の法定外繰入を行っているのが現状です。

このような中、国民皆保険を堅持し、持続可能な医療保険制度を構築するため、社会保障制度改革を推進するとして、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」（以下「プログラム法」という。）において、必要な措置の内容が示されました。

これを受け、平成26年1月以降、プログラム法に掲げられた内容の具体化に向けて「国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議」が開催され、財政上の構造問題の分析とその解決に向けた方策や都道府県と市町村の役割分担の在り方等の議論がなされ、先般、「国民健康保険の見直しについて（議論のとりまとめ）」が取りまとめられました。

平成27年1月には、社会保障制度改革推進本部において、医療保険制度改革について持続可能な制度を構築し、将来にわたり国民皆保険を堅持するための「医療保険制度改革骨子」（以下「骨子」という。）が決定されました。

骨子では、国民健康保険への財政支援の拡充等による財政基盤強化策や平成30年度から都道府県を財政運営の責任主体とし、制度の安定化を図ることなどが盛り込まれ、各年度において必要な予算措置を講じるとともに、平成27年通常国会に関連法案を提出するものとされています。

これにより、都道府県は区市町村とともに国民健康保険を行うものとされますが、制度や運用の詳細については、国と地方が協議しながら検討し、順次具体化を図ることとされています。

東京都は今後、改革の動向を注視し、制度の円滑な実施、運営に向け、必要に応じ、国に対して提案要求をしていきます。

本書は、平成25年度における東京都の国民健康保険事業の状況をまとめたものです。

東京都においては、国民健康保険事業の円滑かつ健全な運営を図る観点から、今後とも、各保険者に対する指導、助言及び情報提供を積極的に行ってまいります。

本書の有効活用をお願いするとともに、本書の作成に御協力いただきました各保険者をはじめ関係機関の皆様に心から御礼申し上げます。

平成27年3月

東京都福祉保健局保健政策部